

「台風等災害の危険が予想される時の措置について」

- 1 午前6時30分現在で、『和歌山市』に「暴風」・「大雨」・「洪水」・「大雪」のいずれか一つでも警報が発令されている場合は、臨時休校とします。

なお、『和歌山市』に警報が発令されていない場合は通常の間帯でスクールバスを運行しますが、『警報が発令されている市町村』のみなさんは、自宅待機して下さい。

※午前6時30分以降に『和歌山市』に上記のいずれかの警報が発令された場合は、通学途中の幼児児童生徒はその場の状況に応じて、自宅へ戻ること。

(ただし、和歌山駅・和歌山市駅にて、見回りの教員と相談し学校へ行く方が安全と判断される場合は、スクールバスにて学校で待機すること。)

- 2 警報発令については学校から連絡しませんので、ラジオやテレビによる放送やインターネット、携帯電話、電話（177番）等による情報提供サービスにより最新情報をつかみ行動して下さい。
- 3 警報等が発令されていなくとも、通学に危険が予想される時は、無理に登校しないようにし、その事を学校に連絡して下さい。
- 4 始業時以降に警報が発令された場合は、状況を判断して措置を決めます。

<備考>

- ①地震や他の理由のため、交通機関が運行不能の場合も、自宅待機してください。
- ②幼児児童生徒が学校にいる間に災害が発生したり、交通機関が運行不能になった場合は、保護者・ご家族に連絡を取り、安全に帰宅できるように配慮します。
- ③学校への連絡などについては、午前8時以降にお願いします。